

PG05-1

令和4年度相談支援従事者指導者養成研修 ヤングケアラーの支援について

「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル
～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」

特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会
吉田 展章

ヤングケアラーと相談支援

○社会や文化の変化に伴う、生活のしづらさの変化

- ・複雑化する要因と公的サービスでは充足できないニーズ

○母性（お母さん）神話と3歳児神話

- ・家族の在り方の変化と兄弟姉妹との関係

○潜在化しやすい環境

- ・支援が必要という自覚、知られたくない、それが当たり前

意思決定支援（権利擁護） チームアプローチ（多職種連携）

厚生労働省 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究

(実施：有限責任監査法人トーマツ)

【 事業目的 】

- 多機関や多職種が連携することでヤングケアラーへの適切な支援がより一層進むよう、その在り方を検討する
- 多機関連携によるヤングケアラー支援の状況の把握を行いながら、その課題やニーズ、対応策を明らかにして多機関や他職種連携によるヤングケアラー支援マニュアルを作成する

多機関・多職種連携における ヤングケアラー支援マニュアル

～ケアを担う子供を地域で支えるために～

<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/hc-young-carer.html>

マニュアルの構成

第1章 マニュアルの目的及び使い方

第2章 ヤングケアラーに関する基本事項

第3章 連携して行う支援のポイント

第4章 支援の基盤づくり

第5章 付録

「ヤングケアラー」の捉え方について

一般に、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っていることで、**負担を抱える、もしくは、子どもの権利が侵害されている可能性がある**18歳未満の子ども

- 広義の捉え方を焦点化し、家事や家族の世話をさせてはいけないとではなく、負担過多になる場合は支援が必要というメッセージ
- 権利侵害に至る前の予防的支援の必要性
- 虐待案件との整理（分けることが難しい・・・）
- ケアを受ける対象を限定しない
- 定義ではなく「捉え方」**決して判断基準ではない**

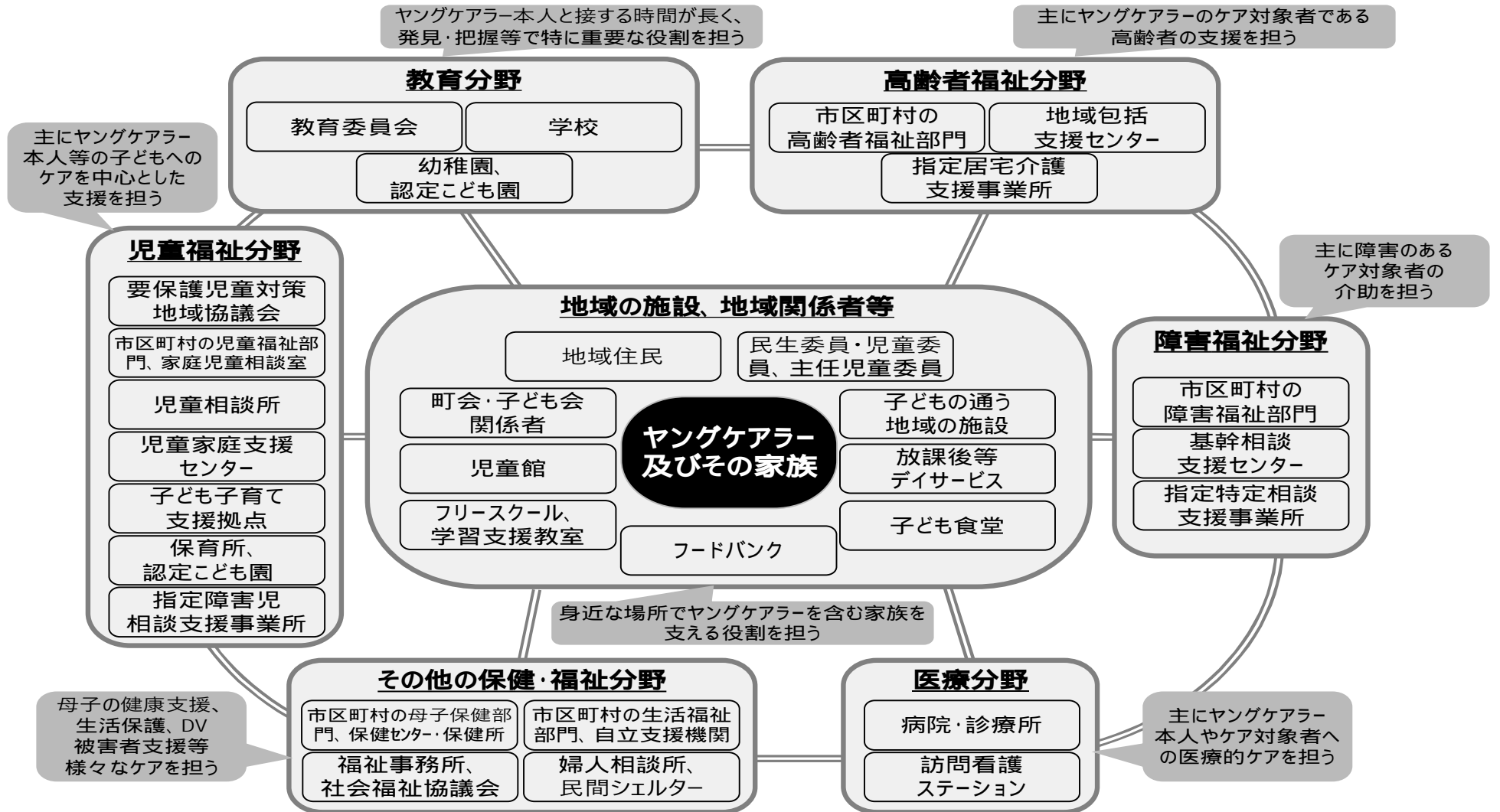
ヤングケアラーのことをよりよく理解するためのヒント

- ヤングケアラーは、成長や発達途中でケアを担うため、年齢に合わない過度な負担を子ども時代に負った場合、その後の人生にまで影響を受けることがある。
- 子どもは自分の家庭しか知らずに育つことが多く、客観的な視点も持ちにくいことから、自分の担う家庭内役割が他と異なることに気づきにくく、現在の状況が当たり前だと感じていることが少なくない。
- 本人や家族に自覚がない状態では、自分からサポートを求めることも難しい。
- 家庭のことを知られたくないと思っていることも多い。 家族に病気や障害を抱えた人がいることを恥ずかしいと捉えている場合や口止めされている場合もあり、家庭のことは隠すべきものと思っていることもある。
- 本人としてはケアをしたくないわけではなく、負担になっていても大切な家族のために自分からケアをしたいという思いがあることも少なくない。 ケアすることを否定されると自分がしてきたことを否定されたように思ってしまうこともある。
- ケアをしている状況について可愛そうと憐れまれることを嫌がる場合もある。家族をケアすることで優しくなる、責任感が芽生える等の良い側面もあり、単純に悪いことだと思われたくない。
- ケアを受けている家族を悪く言われたくないと感じている場合も多く、ヤングケアラーの役割を子どもに担わせているという理由で家族が責められることで本人も傷つく可能性がある。
- 信頼できる大人はいないと思っていることもある。大人に助けられた経験が少なく、人に頼ろう、相談しようという発想がない場合もある。
- 家族が時間的、精神的に余裕がないことも多く、本人は話を聞いてもらう機会が少ない場合もある。
- 大人の役割を担うことで他の子どもと話が合わないことや大人びていることがあり、また、現実的に遊ぶ時間がないこともあって、孤独を感じやすい。

連携支援10か条

- 一 ヤングケアラーが生じる背景を理解し、家族を責めることなく、家族全体が支援を必要としていることを各機関が理解すること
- 二 緊急な場合を除いて、ヤングケアラー本人抜きで性急に家庭に支援を入れようとすることはせず、本人の意思を尊重して支援を進めることが重要であることを各機関が理解すること
- 三 ヤングケアラー本人や家族の想いを第一に考え、本人や家族が希望する支援は何か、利用しやすい支援は何かを、各機関が協力して検討すること
- 四 支援開始から切れ目なく、また、ヤングケアラー本人や家族の負担になるような状況確認の重複もなく、支援が包括的に行われることを目指すこと
- 五 支援を主体的に進める者(機関)は誰か、押しつけ合いをせずに明らかにすること
- 六 支援を進める者(機関)も連携体制において協力する者(機関)も、すべての者(機関)が問題を自分事として捉えること
- 七 各機関や職種は、それぞれの役割、専門性、視点が異なることを理解し、共通した目標に向かって協力し合うこと
- 八 既存の制度やサービスで対応できない場合においても、インフォーマルな手段を含め、あらゆる方法を模索するとともに、必要な支援や体制の構築に向けて協力すること
- 九 ヤングケアラー本人や家族が支援を望まない場合でも、意思決定のためのサポートを忘れずに本人や家族を気にかけて、寄り添うことが重要であることを各機関が理解すること
- 十 円滑に効果的に連携した支援を行う事ができるよう、日頃から顔の見える関係作りを意識すること

ヤングケアラー及びその家族を支える関係機関



認定こども園は4類型あり、類型によって関係する分野が異なる

人材育成に係る取り組み例

教育委員会から学校に向けた研修会でヤングケアラーの定義や支援について積極的に周知する。

ヤングケアラーについての事例検討会（ワーキング）を多機関で実施する。

要保護児童対策地域協議会から関係機関に冊子を渡す等して、ヤングケアラーの認識を共有する。

ヤングケアラーの認識を共通にするため、国のリーフレット等を活用し、関わる支援者へ説明する。

ヤングケアラーと思われるケースの会議でヤングケアラーの概念を説明する。

ヤングケアラーと思われる子どもがいた場合、支援を受けられる機関名とその内容等を一覧表にして整理し、学校等に周知する。

子どもや保護者へのアセスメントを進める中で、生活全般に目を向けられるよう研修等を設定する。

福祉機関と教育機関が合同で実施する研修会を実施し、有識者による講義や事例をもとにした演習・協議を行い、共通理解をもって支援が行えるようにする。

教育分野、福祉分野合同の研修会を市内の地区単位で実施している。教育委員会、学校、地域包括支援センター、福祉窓口が地域で集まって情報交換をして、顔見知りになり、それぞれができる支援等を協議して縦割りの区切りをなくしていこうという取り組みを行っている。

あらためて ヤングケアラーと相談支援

○あらためて

障がい福祉は全ての領域、分野に横断的にかかわる。

（教育・医療・福祉・高齢・就労・子ども・子育て・などなど）

○あらためて

本調査研究事業及び支援マニュアルの内容は、相談支援事業を担う我々
相談支援従事者として、他人ごとではなく自分ごと

○あらためて

子どもが子どもらしく育つことができる地域を我々大人は作る必要があり、そのような地域は障がいや病気であっても、自分らしく生きることができる地域なのではないか・・・さて、専門職のやるべきことは？